

私立幼稚園等就園奨励費補助金

〔表1〕

区分	補助額 (上限)		
	1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	年額 226,200円	年額 266,000円	年額 305,000円
② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯および市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 196,200円	年額 251,000円	年額 305,000円
③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 112,200円	年額 209,000円	年額 305,000円
④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 49,800円	年額 178,000円	年額 305,000円

市では、私立幼稚園や認定こども園の幼稚園機能に在籍する幼児の保護者の経済的な負担の軽減を図るため、入園料・授業料の補助を行います。  
 ※両方の表に該当する園児を有する場合は、補助額の多い方となりますが、両方の組み合わせはできませんので、注意してください。

私立幼稚園など  
授業料の補助

〔表2〕

区分	補助額 (上限)	
	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生から3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児および小学校1年生から3年生に兄・姉を2人有している園児(第3子以降)
① 生活保護法の規定による保護を受けている世帯および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	年額 247,000円	年額 305,000円
② 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯および市民税の所得割が非課税となる世帯	年額 224,000円	年額 305,000円
③ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	年額 161,000円	年額 305,000円
④ 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 114,000円	年額 305,000円

申請方法 「授業料等減免措置に関する調書」(幼稚園などから配布)に必要事項を記入し、幼稚園などへ提出  
 ※用紙がない場合は、こども育成グループへ連絡してください。  
 ※この事業は、私立幼稚園などの設置者を通して補助します。  
 問合せ先 市役所こども育成グループ  
 ☎52111111(内線316)

母子家庭等医療費  
受給者証を更新

母子家庭等医療費受給者証の有効期限は7月31日(火)までです。対象となる方は、例年同様更新の手続きが必要です。  
 該当する世帯には、案内通知を送付しましたので、6月25日(月)までにかかわらず手続きをしてください。  
 申請内容を審査のうえ、対象となる世帯へ7月末までに8月以降使用できる母子家庭等医療費受給者証を郵送します。  
 前年の所得状況を申告していない場合は、審査ができません。至急申告をしてください。  
 古い受給者証は、8月以降に市民窓口グループへ返却してください。  
 問合せ先 市役所市民窓口グループ  
 ☎52111111(内線227・217)



高浜市行政評価委員会  
「公開ヒアリング」開催

市では、第6次高浜市総合計画における目指すべき姿を実現するため、アクションプランを作成し、実行しています。  
 アクションプランについては、市民とともに目標の達成度や効果・効率性などを点検・検証する仕組みを取り入れ、その評価にあたっては、評価の客観性などを確保するため、行政評価委員会による外部評価を実施することとしています。  
 評価にかかるヒアリングは、公開の場で行います。どなたでも傍聴できますので、ぜひお越しください。  
 と き 6月30日(土) 午後1時～  
 と ころ 高浜エコハウス  
 ※アクションプランとは  
 第6次高浜市総合計画に掲げた目指すべき姿、目標値の達成に向けて、具体的な事業内容を示す行動計画  
 問合せ先 市役所財務グループ  
 ☎52111111(内線306)

注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算する。  
 2 市民税額は、住宅借入金等特別税額控除前の額とする。